「山形県工業技術センターにおける研究活動の不正行為防止に関する要綱」運営・管理体制

平成30年２月９日　制定
平成30年８月21日　改正
令和５年４月１日　改正
令和６年10月１日　改正
令和７年４月１日　改正

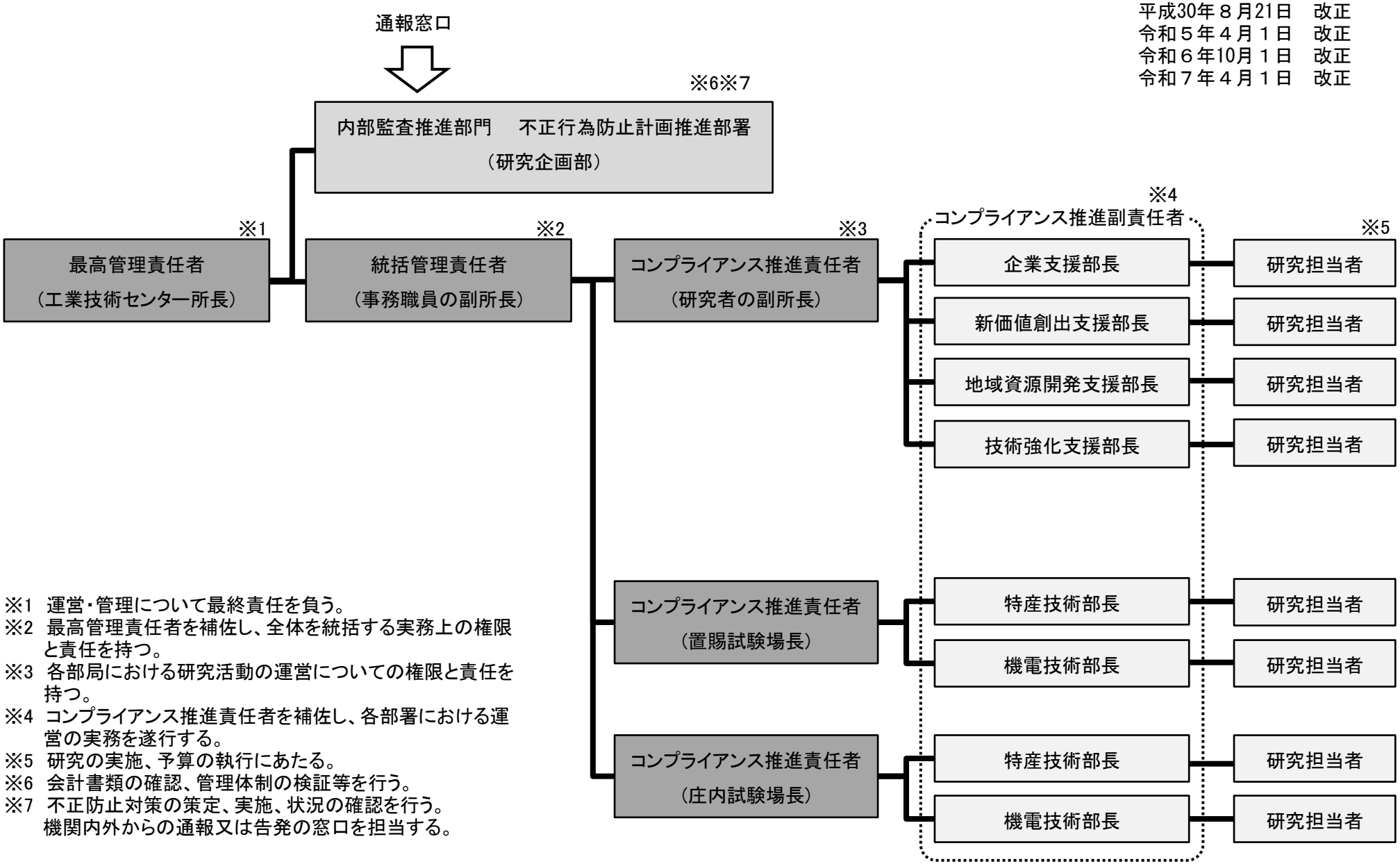

※1　運営・管理について最終責任を負う。
※2　最高管理責任者を補佐し、全体を統括する実務上の権限と責任を持つ。
※3　各部局における研究活動の運営についての権限と責任を持つ。
※4　コンプライアンス推進責任者を補佐し、各部署における運営の実務を遂行する。
※5　研究の実施、予算の執行にあたる。
※6　会計書類の確認、管理体制の検証等を行う。
※7　不正防止対策の策定、実施、状況の確認を行う。
機関内外からの通報又は告発の窓口を担当する。